

第七回 参議院大蔵委員会會議録第四十三号

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)午前十時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○富給税法案(内閣提出・衆議院送付)

○關稅法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○國家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○貴金屬管理法案(内閣提出・衆議院送付)

○米國對日援助見返資金特別會計からする電氣通信事業特別會計及び国有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本国有鐵道に対する交付金に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○連合委員會開会の件

○委員長(木内四郎君) これより大蔵委員會を開きます。配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題といたします。

○森下政一君 昨日お願いして置きまして例の回收不能のもの、この資料は

どうなっておりますか。

○政府委員(石原周夫君) 今お届けいたす管でございますが、鉦工品公団の方を先にいたしましたので、お手許に届いていなかったかと思いますが、今直ぐ持つて参ります。

○委員長(木内四郎君) 昨日の御要求によりまして、鉦工品公団及び飼料配給公団から關係者が参つておりますので、両公団の不正事件について説明を願うことにいたしましたと思ひます。

(異議なしと稱する者あり) 本案は配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案であります。これに關連して、各公団におけるところの損失金が非常に今問題になつておりますので、それに関連してですね、鉦工品公団において不正事件によつて相當大きな損失を受けているというようないことが伝えられておりますので、その概要を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(藤澤次郎君) このたびの事件を惹起いたしましたことは誠に相済みぬことと思つております。すでに御承知のごとく、事件は一切擧げて檢察當局の手に移されておりますので、着々その調査と調査が進んでいくわけでありまして、事件の内容等につきましても、檢察當局から一切今日の段階において口外相成らんという指示を受けておりますので、私が申し上げることができませんことを甚だ遺憾と存じます。ただ私共といたしましては、資金の回收という方面に全力を注ぎまして回収のでき得べきものは、一銭一厘た

りともその回收を遂げて國家に対する損害を最小限度に止めたいと存じております。只今までに大体分つておりますところの損失につきましては、只今牛久保經理部長から得る限り詳細に御報告をいたさせたいと存じます。

○説明員(牛久保政義君) 鉦工品貿易公団の經理部長の牛久保でございます。この度不慮の事件を起しまして皆様に御騒がせいたしましたことは、誠に責任の重大なることを感じております。この被害金額につきましては、内容の御説明はまだその時期に達しておりませんが、只今までに判明しております金額は七千八百五十万円でございます。それは鉦産部におきまして業者から頂きまして小切手を鉦産部の經理課の職員が横領いたしました流用したわけでございます。私共といたしましては一銭でも多くこれを回収いたしまして、國民にお詫びをしなければならぬと思ひまして、只今監察當局の方にも緊密な連絡を取ると共に、公団内部には鉦産部事件対策本部というものを設けましてこれの回收に専念いたしております。ただその具体的方法につきましては、只今まだ申上げる時期に達しておりませんと思ひますのでお許しを願ひたいと存じております。こういうような事件が起りましたことにつきましては、公団といたしましてはいつも大金を取扱つておりますので、こういう事件が起りませんようにに經理部長といたしましては、通達その他で十分注意を喚起しておきました

のですが、たま／＼若輩が監督者の眼をかすめてこつた不將なことを起しましたことにつきましては、誠に申訳ないとその責任の重大なることを感じて、これが回收に今専念しておる次第でございます。只今申上げましたように横領された金額は九千九百八十六万一千三百三十一円四十七銭で、そのうち返済を受けた金額が二千二百二十九万五千四百三十一円一銭、差引きまして被害として判明している金額が七千八百五十七万七千八百八十八円四十六銭でございます。

○委員長(木内四郎君) 御質問ありませんか。

○油井賢太郎君 今の鉦工品公団が見込まれておる損失額總体というものはどういふ程度になつておりますか。それは今度の事件だけでなしに、若しこの鉦工品公団が解散されるような場合におけるところの見込み損失額ですね、貸倒れとか、そういうふうなものも全部引括して……。

○説明員(牛久保政義君) 大体本年の十二月を以て鉦工品貿易公団は閉鎖されることになつておりますので、二十四年度の補正予算におきまして七億七千六百六十六万円の保有物資の売買差損が出るということで予算を組まして頂いております。本年度におきましては滞貨の処理のために価格差損が出ますのが大体予算的に見まして五億九千六百八十五万七千四百円に組ませて頂いておりますが、只今の見込では今の合計いたしますと十三億六千七百円

になりますのですが、只今までの見込ではこの程度には達しないので済むのではないかと私は考へております。

○油井賢太郎君 それは価格差補給金の撤廃によつて値下りのためにさういふふうになるという意味なんですか。

○説明員(牛久保政義君) そうじやございません。これは元々輸出品として通産省の集荷指圖書によりまして買上げたものですが、これが輸出ができなくなりまして国内処分をいたしましたために、価格差損が出たわけでございます。

○油井賢太郎君 そうしますと十三億というのは価格差損であつて売却代金の總額はどのくらいですか。

○説明員(牛久保政義君) 売却代金の總額は……。

○委員長(木内四郎君) 只今の油井委員の御質問は、売却差損は七億七千余万円、その他あなたの方でおつしやいましたのは五億九千六百余万円でありました。売却代金において回收不能その他で損になる見込のものはないかどうかというのを聞いておるのであります。

○説明員(牛久保政義君) さやうでございます。売却代金の方では殆んど損が出るものはないと思つております。

○油井賢太郎君 売却代金があるでしよう。

○説明員(牛久保政義君) ございいます。

○油井賢太郎君 その總額は……。

○委員長(木内四郎君) 本日は大蔵委員會を開きます。配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題といたします。

○森下政一君 昨日お願いして置きまして例の回收不能のもの、この資料は

○説明員(牛久保政義君) その損は只今のところ殆んど出ないと思っております。

○油井賢太郎君 いや総額です。

○説明員(牛久保政義君) 総額でございますが、総額は……。

○委員長(木内四郎君) 通産省通商振興局の通商経理課長が参つております。説明員として説明を聴くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。佐々木経理課長。

○説明員(佐々木庸一君) 御質問の売掛金は現在のところ九十三億でございます。

○油井賢太郎君 これは通産省の方に伺つて置きたいのですが、公団の販売品と金回りのものは、一体どのくらいの日数で代金回収をされるということになつておりますか。

○説明員(佐々木庸一君) 公団が輸出入物資を売却いたします場合におきましては、原則は現金引換渡ということになつております。併しながら御了解願えますように検品検査を終らなければ決済金額が決定しないものもございます。そういうものにつきましては検品検査の期間というものを猶予することにしたしております。大体概ねの品物につきましては原則として二週間程度を見てやつております。

○油井賢太郎君 そうしますと、今の九十三億というものは、これは最近二週間の販売額と了解していいのですか。
○説明員(佐々木庸一君) 九十三億の未収金のうちには今の原則に嵌らないものが入つてはいるわけでございます。その大部分は配炭公団に対する売掛金

五十二億余りでございます。それから油糧公団に対しては、油糧原料を売りました代金が決済の途中にあるもの十六億を含んでおります。

○油井賢太郎君 これは民間には直接売つておるものではないのですか。

○説明員(佐々木庸一君) 相当ございまして、併しながら売りますものの大部分は、御承知の通り輸入品につきましては食糧が相当の割合を占めております。食糧の外、殊に農林関係の公団に売りますものは相当な金額を占めております。その比重は相当に大きいのであります。

○油井賢太郎君 いや、今問題になつてゐるのは鉄工品公団についてですが、食糧品は鉄工品公団では販売してないと思ひます。

○説明員(佐々木庸一君) すべて公団は……、当初食糧公団というものがございまして、二十四年当初においてこれが廃止になりまして、事務は鉄工品公団の農水産部が引継いでおります。それで扱つてゐるわけでございます。

○油井賢太郎君 そうしますと民間ではあれですか、今配炭公団、油糧公団、その他のものの公団、各公団に出した残りのもの、九十三億から差し引いたものが、つまり民間と、こう見ていいわけですね。その民間の金額はどのくらいなんですか。

○説明員(佐々木庸一君) 約十八億といふ金額になつております。

○油井賢太郎君 そうすると十八億の資金回収は絶対間違いないという先程の鉄工品公団の経理部長のお話ですが、そういうふうなことになるわけでありますか。
○説明員(佐々木庸一君) 大筋におき

ましては回収できるものと考えております。但し異例のものにつきましては訴訟問題にまでなつておるものがございます。訴訟しても取るつもりで考えておるわけでございます。

○油井賢太郎君 これは公団から民間に拂下げる場合、当然取れそうもない民間人と取引をしてゐるといふ噂が世間に相当強いのですね。それでそれから先が訴訟を起しても取れつけないといふたようなことを見越して販売してゐるといふような噂があるのです。そういう点について、国民からこういう公団に対して今回起きたような問題に關連して疑惑が残るとすれば、これは重大な点です。この点をもつとこの際明白にされて、若しそういう点が国民に対して何ら懸念ないというのならば、ないような明確な資料なり、対策なりを發表された方が私はいいと思ひます。

○説明員(佐々木庸一君) 過去におきましては、そういうふうな訴訟問題まで持込まなければ解決できないような問題が生じて参りましたので、二十四年度におきましては、売渡しの方式を厳格にして、支拂能力のある者に限ることいたしました。原則を現金引換渡しということにいたしました。原則に乗り難い手続上の期間を要します。するもの等につきましても、銀行手形を支拂保証として取るということを厳格に履行するつもりでございます。

○委員長(木内四郎君) この際配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案に關する質疑は留保いたしました。昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案を議題といたす

ことに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(木内四郎君) よつて昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案を議題といたします。本案に關しましてはすでに連日慎重審議を重ねられて参つたのでありますが、すでに質疑は終了したものと認めて、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。……別に御発言もなければ討論は終局したものと認めて、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律案を、原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕
○委員長(木内四郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

では例により御署名願ひます。
多数意見者署名
黒田 英雄 伊藤 保平
森下 政一 玉屋 喜章
西川 甚五郎 平沼 磯太郎

油井賢太郎 小宮山常吉
藤井 丙午

○委員長(木内四郎君) 次に富裕税法案を議題といたします。本案に關しましても、すでに連日慎重審議を重ねられたのでありますが、すでに質疑は終了したものと認めて直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。

○森下政一君 私はこの法案に反対します。……というところは富裕税を取ることそれ自体の意味ではないのであります。……、取り方が少い、こういうこと、それから昨日本院においては文化財保護法案を可決いたしましたわけでありまして、その精神から申しますと、国宝のごとき文化財というものはその管理処分

の自由が所有者に許されてないといふような法的な制約をしてゐる。更に又この管理のために相当の経費も負担しなければならぬ。或いは又これらのものは、別段これを所有することになつて収益を伴うというものでない。更に又若し年々これに対して課税されるというこのために、貴重な文化財が海外に流れて行くといふようなことがありましたならば、我が国の古代の文化を研究するに、その資料を海外にわざ／＼行つて求めなければならぬといふようなことでは甚だ好ましくない事態が発生するといふようなことを考えますと、これらのものは課税を免除すべきだといふふうに考へるのであります。僅かにその限度が五百

○委員長(木内四郎君) 次に貴金屬管理法案を議題といたします。本案につきましてもすでに連日質疑を重ねられたのでありますが、すでに質疑は終了したものと認めて、直ちに討論に入らることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて貴金屬管理法の採決をいたします。原案に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(木内四郎君) 全会一致と認めます。よつて貴金屬管理法は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

それでは例により御署名願ひます。

多数意見者署名

黒田 英雄

森下 政一

西川 甚五郎

油井 賢太郎

藤井 丙午

伊藤 保平

玉屋 喜章

平沼 彌太郎

小宮 山常吉

○委員長(木内四郎君) 次に租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○森下政一君 最後によつてお尋ねして置きたいのですが、外資法人というものは、何ですか、法人が全く外資のみによつて設立されておる、こういう

ものを意味するわけなんですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 條文で規定しておりますが、外資が金額で一億円以上投資されておる法人についてであります。

○森下政一君 そうすると、これまで外資の入つていなかったという法人が一億円以上外資が導入されるといふことになつたら、この法の適用を受けるというわけですか。

○政府委員(平田敏一郎君) お話の通りであります。

○森下政一君 そうすると法人の事業所得に対してもこの法の恩恵に、そういった場合に内国法人であつても外資が一億円以上導入されておることになると、この法の恩恵に浴するということになるのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) その点にも御説明申し上げましたのでございますが、今度の軽減措置は外資法人の關係は、外資と一緒に來ました外国人等の給與所得について五割の軽減を行うという趣旨でございます。法人税は御承知の通りアメリカより日本の方が若干廉くなつておりますので、特に軽減する必要はないと認めて、法人税の軽減はこの規定では謳つていないのであります。

○森下政一君 私もそうかと承知しておつたのですが、何か頂いた説明資料のうちに、法人の事業所得云々というように、法人があつたと思うのですが、それは個人の場合ですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 事業所得につきまして軽減いたしておりますのは、外資が入つて來るために間接的に必要と認められる公認会計士とか、弁護士とか、こういう人の事業所得につ

きましてやはり五割の軽減をするということでございます。法人自体の事業所得につきましては軽減措置は講じておりません。

○委員長(木内四郎君) 外に御質問はありませんか。他に御質疑がなければ、すでに質疑は終局したものと認めて、直ちに討論に入らることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言がなければ討論は終局したものと認めて、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。よつて租税特別措置法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(木内四郎君) 全会一致と認めます。よつて租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

それでは例により御署名願ひます。

多数意見者署名

黒田 英雄

森下 政一

西川 甚五郎

油井 賢太郎

藤井 丙午

伊藤 保平

玉屋 喜章

平沼 彌太郎

小宮 山常吉

○委員長(木内四郎君) それではこの際、配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題として

質疑を継続いたします。

○油井賢太郎君 先程佐々木説明員からお話があつた民間との關係ですね、これをもつと詳細に承わりたいのですが、各公団の民間との取引の売掛け残です、各公団ごとに今資料をお持ちですか。細かい数字は要りませんが、大体の億、或いは千万円単位くらいでいいのですが、それではこの資料は一つ午後までに作つて出しておいて下さい。

○委員長(木内四郎君) 只今の油井委員の質問は後刻に保留いたしました。この際國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案を議題として審議を進めたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) それでは國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案を議題として審議を進めたいと思ひます。

○藤井丙午君 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案によりまして、この國家公務員共済組合の年金等を今回更に六千三百円ベースに増額されるということになるのであります。が、この際私は八幡製鉄所の共済組合の年金の問題につきまして、政府当局にお質したい点が二、三ござい

ます。御承知のようにこの八幡製鉄所は昭和九年の二月に製鉄の合同によつて民間に移管されるまでは、官營の企業体でございまして、国有鉄道、通信その他と同様な形態をとつておつたわけなのです。従つて八幡製鉄所の従業員は共済組合は明治三十八年にできまして、大正十一年一月から勅令に基いて、國鉄その他と同様に、製鉄所の雇

員以下の従業員を以て共済組合を組織したわけなんですか。従つてその性格は国有鉄道、或いは通信、専売等と同じようなまゝ性格のものであつたわけなんですか。ところが先程申し上げましたように、昭和九年に製鉄所が民間に移管されたために、勅令による根拠を失つたわけでありまして、その当時、日本製鉄株式会社が制定されましたとき、その当時の國務大臣の説明、或いは政府委員の説明等にも明らかでありますように、政府は日本製鉄株式会社に對して、共済組合につきましては官營時代の共済組合当時より給與の程度を下げるべきでない。引続き共済組合の方も会社の方において存続するようにいふことをまあ命令しておるわけでありまして、そこで問題は今回更に引續いて國家公務員共済組合法の改正によつて、一般の公務員の共済組合の年金が増額されるという措置が取られるにも拘らず、これらの八幡製鉄所の旧官營時代に、共済年金を、組合の年金を受ける資格を持つておる者、或いは又その後において受給資格を得た者等は、何らその恩典に浴さない。現在二百七十円といつたような營業共済組合時代に決定したそのまゝの年金に據置かれておる、こういう非常に大きな矛盾があるわけなんです。先程言いましたように、これらの旧官營製鉄所時代の共済組合の年金の受給者、或いは受給資格をその後において持つた者が、その性格においていへば、現業所の共済組合と同様の待遇を、処遇を受けるべき當然の權利があるわけなんです。今日までそれらの問題が全然等閑に付されておつたとい

政府委員
大藏政務次官 水田三喜男君
川上 嘉君 藤井 丙午君

大蔵事務官 石原 周夫君
(主計局次長)
大蔵事務官 平田敬一郎君
(主税局長)
大蔵事務官 伊原 隆君
(理財局長)
鉱工品貿易 藤澤 次郎君
公団総裁
鉱工品貿易公 牛久保政義君
團経理部長
通商産業事務 佐々木庸一君
官(通商振興局
通商経理課長)

四月二十六日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十四日)

一、米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案